

要求 案

10. 6. 30.

陸軍砲兵工廠 (東京)

1. 臨時手当、支給 = 籍入、請願作
業、全播 2007.

(今迄、臨時制及「僅」/時間の
労働時間、対ては = 給料「一割五分」
乃至三割減々)

2. 年2回、實際に300時間以上を要
する7.

解決 案

10. 8. 19.

1. 臨時増給即ち特別増給、本分
内より継続支給せず.

2. 時間作業は、10時間以下同一工
場の支給2007. 案は、難い。但し、
平均収入「1倍者」過峻な減々、如
く一割五分乃至三割の減々、本案
は、四年乃至八年の割合なり。
諸君制の「概し」案は、難い。

2. 實際に300時間以上を要する7
予定の得たモノを以て、勿論、出
身の範囲に於て職工、福利の利益
を以て